

議案第64号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年9月11日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2（4）永福和泉区民事務所の項中

方南和泉会議室	洋室1	66.0	1,300円	900円	900円	300円	を
	洋室2	42.5	900円	600円	600円	200円	
下高永福会議室	洋室1	85.1	1,800円	1,200円	1,200円	400円	に
	洋室2	57.4	1,100円	700円	700円	200円	

方南和泉会議室	洋室1	66.0	1,300円	900円	900円	300円	に
	洋室2	42.5	900円	600円	600円	200円	

改め、同表（4）付記3を削り、同表（12）杉並区立東原児童館の項中

会議室	洋室	26.6	300円	300円	100円			を
遊戯室	洋室	109.3		1,500円	500円	700円	400円	

遊戯室	洋室	109.3		1,500円	500円	700円	400円	に
-----	----	-------	--	--------	------	------	------	---

改め、同表（12）杉並区立馬橋児童館の項中

会議室	和室	21.6	300円	300円	100円			を
集会室	洋室	37.4	500円	500円	100円			

会議室	和室	21.6	300円	300円	100円			に
-----	----	------	------	------	------	--	--	---

改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2(4)永福和泉区民事務所の項の改正規定及び同表(4)付記3を削る改正規定 平成29年11月1日
- (2) 別表第2(12)杉並区立東原児童館の項及び杉並区立馬橋児童館の項の改正規定 平成30年4月1日

(提案理由)

永福和泉区民事務所下高永福会議室等の目的外使用を廃止する必要がある。